

# 経 済 産 業 省

平成 19・03・30 製局第 1 号

平成 19 年 3 月 30 日

社団法人日本産業車両協会

会長 田坂 陸郎 殿

経済産業省製造産業局長 細野 哲弘

## 新型インフルエンザ対策について

現在、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）の鳥から人への発症事例が東南アジアを中心に増加しており、人から人に感染する新型インフルエンザの出現が世界的に懸念されています。

新型インフルエンザが我が国で発生した場合には、深刻な健康被害と、これに伴う社会的・経済的影響が発生するおそれがあります。

今般、厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議により「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（以下「事業者ガイドライン」という。）等がとりまとめられ（別添 1）内閣官房から各省庁に対して、関係団体にガイドラインを周知するよう依頼がありました。また、経済産業省においても、自らの行動計画を策定したところで（別添 2）。

貴団体におかれましては、事業者ガイドラインを踏まえて、厚生労働省、外務省等から示される国内外の新型インフルエンザに関する情報等（以下「新型インフルエンザに関する情報」という。）を注視するとともに、自らの職員の感染予防策の徹底等の対策を講じるようお願いします。

また、傘下の各事業者に対しても同様に、新型インフルエンザに関する情報を注視するとともに、事業者ガイドラインを踏まえて、感染予防策の徹底等の対策を講じるよう、周知徹底をお願いいたします。

(参考1)

別添2の経済産業省新型インフルエンザ対策に関する行動計画は、新型インフルエンザの発生初期の段階において、できる限り封じ込めを図り、感染拡大を可能な限り防止することに協力するとともに、経済・社会機能の維持を図るために当省の所掌に係る対策を講ずることを基本方針として策定したものです。

本行動計画の「第2章 新型インフルエンザ関係の具体的対応」の「第1節 フェーズ3 A又は3 Bまでの具体的対応」の「3. 各産業界(含む中小企業者)に係る対策」中に記載しているとおり、関係事業者団体等に対する注意喚起等を行うこととしており、これに基づき、今回、製造産業局の関係事業者団体等に要請を行うものです。

(参考2)

「新型インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ4以降)」について(厚生労働省HP)  
アドレス：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/09.html>

# 事業者・職場における新型インフルエンザ対策

## ガイドライン

本ガイドラインは、事業者・職場における新型インフルエンザ対策の参考とするために作成したものである。新型インフルエンザ対策は全国民で取り組むべきものであり、その一環として職場においても対策の推進に協力することが望まれ、その際に本ガイドラインが参考になる。

新型インフルエンザの大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、このガイドラインは、随時見直し、必要に応じて、修正を加えるものとする。

### 1. 新型インフルエンザの基本的知識

#### (1) 新型インフルエンザとは

新型インフルエンザウイルスとは、動物、特に鳥類のインフルエンザウイルスがヒトに感染し、ヒトの体内で増えることができるように変化し、ヒトからヒトへと効率よく感染するようになったもので、このウイルスが感染して起こる疾患が新型インフルエンザである。

新型インフルエンザウイルスはいつ出現するのか、誰にも予測することはできない。人間界にとっては未知のウイルスでヒトは免疫を持っていないので、これは容易にヒトからヒトへ感染して広がり、急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす危険性がある。

このような例の一つとしてスペイン風邪（スペイン・インフルエンザ）（1918年-1919年）がある。世界では人口の25～30%が罹患し、4000万人が死亡したと推計されており、日本では2300万人が感染し、39万人が死亡したと記録されている。その記録から、大流行が起こると多くの人々が感染し、医療機関は患者であふれかえり、国民生活や社会機能の維持に必要な人材の確保が困難になるなど、様々な問題が生じることが考えられている。

スペイン風邪では、約 11 ヶ月で世界を制覇したと伝えられているが、現代社会では、人口の増加や都市への人口集中、飛行機などの高速大量交通機関の発達などから、世界のどこで発生しても、より短期間にまん延すると考えられる。また、日本以外の国での大流行であったとしても、日本企業の海外進出も著しく、人的交流も盛んなため、日本だけが影響がないことはありえない。したがって、日常からの対策と準備が必要となる。

## (2) 国・地方自治体の対策

厚生労働省では、平成 17 年 11 月に WHO のパンデミックフェーズ分類を参考にした「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定・公表している。またそれに基づいた行動訓練等を、国を挙げて行っている。さらに、新型インフルエンザに対する対応策として、このガイドラインも含め公衆衛生、医療、社会対応の各部門でガイドラインを作成している。

さらに、新型インフルエンザの蔓延を防止するために、プレパンデミックワクチンの製造備蓄や抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、医療体制の整備など、日本国内での発生に備えた対策を行っている。

また、地方自治体でも国の行動計画に沿った形、もしくは独自の形で新型インフルエンザ対策の行動計画やマニュアルを策定している。各自治体の衛生部局や保健所のホームページ等で掲示されているので参考にさせていただきたい。

## 2. 新型インフルエンザ発生前の準備

### (1) 危機管理体制の確認

各事業者は、各職場において、必要に応じ、新型インフルエンザ対策の準備、発生時の対応のため、事業者・職場の最高責任者、専属産業医がいる場合は産業医を含めた対策本部や、実際のインフルエンザ対策に当たる作業班などの設置や、緊急時における地方公共団体の保健部局、近隣の医療機関との連絡体制や職場内の連絡網などの危機管理体制を確認する。なお、専属産業医がいない職場や産業医を選任していない職場では、新型インフルエンザの対策に関して、選任している産業医や地域にいる産業医に相談し、助言を依頼することも検討する。

## (2) 情報収集及び周知方法の確立

事業者は、国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を、必要に応じて、厚生労働省、外務省等の政府機関、地方公共団体や、世界保健機関（WHO）等の国際機関から入手するとともに、事業者団体、関係企業等と適切に情報交換を行う。また、得られた情報を、必要に応じて、各事業者の計画や対策の見直しに役立てるとともに、事業者・職場としての対応方針と併せて、従業員等に迅速かつ適切に周知する方法を確立しておく。

### 国の情報

厚生労働省ウェブサイト <http://www.mhlw.go.jp/>

国立感染症研究所のウェブサイト <http://www.nih.go.jp/niid/index.html>

同研究所の感染症情報センターのウェブサイト

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp>

### 都道府県・保健所・市町村の情報

各都道府県・保健所・市町村においてウェブサイトが開設されており、そこから情報や住民へのお知らせが発信されているので参考にされたい。

### 世界の情報

世界保健機関（WHO）のウェブサイト

鳥インフルエンザ [http://www.who.int/csr/disease/avian\\_influenza/en/](http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/)

インフルエンザ <http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/>

## (3) 新型インフルエンザ流行時の業務運営体制の検討

新型インフルエンザの感染被害は、世界各国、日本全域で広範囲に広がる恐れがある。また、一回の感染流行の波は約2ヶ月間続くとされており、その流行の波が1年以上繰り返すことも考えられる。各職場においても、従業員本人の罹患や罹患した家族の看病等で、一時的には、相当数の従業員等が欠勤することも予想されている。

事業者は、従業員等が欠勤した場合に備えて、関係事業者や補助要員を含めて業務運営体制について、事業の性格に応じて検討を行い、必要に応じて対策を講じる。

(参考)

米国の職業安全管理局のガイダンスでは、感染流行のピーク時の欠勤率を40%と想定している。

#### (4) 従業員等への感染の予防のための事業者・職場の事前の措置

まだ新型インフルエンザが発生する前であるが、事業者は従業員等の中の感染拡大を防止する意識を高めるため、職場において、事前に、必要に応じて、以下の措置を講じる。

手洗いの励行。

従業員等に感染予防策や健康状態の自己把握に努めるよう、健康教育を行う。

従業員等の海外渡航に係る情報について把握する仕組みを構築する。(外務省の渡航情報発出以降)

可能であれば、次のような感染拡大防止のための業務形態を検討しておく。

- ・在宅勤務で可能な業務の有無
- ・対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議の利用
- ・ラッシュ時の通勤及び、公共交通機関の利用の回避など。

#### (5) 感染予防・感染拡大防止のための物品の備蓄

新型インフルエンザ発生後は、マスク等の感染予防物品の買い占め等による、物品の不足が想定されるため、各職場では必要になる物品を予め備蓄しておくことが望ましい。

マスク

- ・学校や接客業等、他者と近距離での接触が避けられない事業では、会話、咳、くしゃみによる飛沫感染予防と感染拡大防止の目的で使用する。
- ・マスクはより透過性の低いもの、例えば、医療現場にて使用される「サージカルマスク」が望ましいが、通常の市販マスクでも咳をしている人のウイルスの拡散をある程度は防ぐ効果があると考えられている。
- ・なお、N95マスクに関しては、医療関係者等で、インフルエンザ症状のある人との近距離での接触が予想される場合にのみ必要である。
- ・一方、健常人がマスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完

全に予防できるわけではないことに注意が必要である。

- ・マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用する。

#### 手袋

- ・患者発生後の職場における、消毒作業や環境整備の際に使用する。
- ・防水性で、使い捨てタイプのものが望ましい。

#### 石鹼及び手指消毒用アルコール

- ・石鹼を用いた手指の洗浄を頻繁におこなうことが望ましいが、それが困難な場合の代用として使用する。

### (6) 社会機能維持に関わる事業における業務継続についての検討

特に社会機能の維持に関わる事業者等は業務を継続する観点から、必要に応じて業務交代や補助要員の確保などに留意して新型インフルエンザ流行時の業務の運営体制について検討を進める。なお、業務継続の有無の判断は事業者によるが、政府等から出される勧告、通知等に留意する。

新型インフルエンザの流行の波は複数回あると考えられており、1つの波の流行期間は約2ヶ月間続くと考えられている。その2ヶ月間機能停止することで国民生活や社会機能が破綻するおそれがあるものを社会機能維持者の対象とする。

#### 治安維持

考え方：機能低下を来した場合、治安の悪化のため社会秩序が維持できないもの

消防士、警察官、自衛隊員、海上保安官、矯正職員等

#### ライフライン関係

考え方：機能低下を来した場合、最低限の国民生活が維持できないもの

電気事業者、水道事業者、ガス事業者、石油事業者、食料販売関係者等

#### 国又は地方公共団体の危機管理に携わる者

考え方：機能低下を来した場合、最低限の国民生活や社会秩序が維持できないもの

国会議員、地方議会議員、都道府県知事、市町村長、国家公務員・地方公務員のうち危機管理に携わる者等

国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者  
考え方：機能低下を来した場合、情報不足により社会秩序が維持できないもの

報道機関、重要なネットワーク事業・管理を行う通信事業者等

輸送

考え方：電気・水・ガス・石油・食料といったライフラインを維持するために必要な物資を搬送する者

鉄道業者、道路旅客・貨物運送業者、航空運輸業者、水運業者等

また、社会機能の維持に関わる事業者等は、その機能の破綻が及ぼす社会的影響が大きいことから、以下の点について検討・確認を行い、必要に応じて計画の策定を行うことが望まれる。

危機管理体制の確認

業務の継続に必要な機能、業務、設備及びその他リソースの検討

- ・ 業務の継続のために必要な部署の特定及びこれらの部署に対する感染予防策の検討（従業員等に対する検温等、サーベイランス体制の強化、対面の会議等の自粛等）
- ・ 業務の継続のために必要な業務及び交代・補助要員の確保の検討と当該従業員等の勤務態勢の検討（満員電車の回避のための通勤方法の変更、交代制の導入等による外出機会の減少、そのための食料、毛布等の備蓄等）
- ・ 業務の継続に必要な機能における代替意志決定システムの検討
- ・ 業務の継続のための代替設備の運転等の検討

マスク等必要な物資の備蓄

職場内での感染拡大防止策の検討、疑い例が確認された際の対応の確認

上記及びその他業務継続のための対策の検討とこれに基づく従業員の訓練、必要に応じた対策の見直し

### 3 . 国内外で新型インフルエンザが発生した直後からの対応

#### ( 1 ) 情報収集及び周知

事業者は、国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を、必要に応じて、厚生労働省、外務省等の政府機関、地方公共団体や世界保健機関( W H O ) 等の国際機関から入手するとともに、事業者団体、関係企業等と適切に情報交換を行う。また、得られた情報を、必要に応じて、各事業者の計画や対策の見直しに役立てるとともに、事業者・職場としての対応方針と併せて、社内外に迅速かつ適切に周知する。

#### ( 2 ) 職場内での感染拡大予防のための措置

事業者は、職場内での感染予防のために、従業員等に対して以下の措置等を講ずる。

従業員等に新型インフルエンザに関する情報を正確に伝える。

個人での感染防御や健康状態の自己把握に努めるよう、注意喚起を行う。

38 度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出社しないように要請する。

自宅待機を要請する際には産業医等の意見を聞くことが望ましい。

#### ( 3 ) 海外勤務、海外出張する従業員等への感染の予防のための措置

事業者は、海外勤務、海外出張する従業員等及びその家族への感染の拡大を予防するため、「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成18年10月1日改訂 労働者健康福祉機構 海外勤務健康管理センター)等を参考としつつ、職場として、必要に応じて、以下の措置等を講ずる。

患者発生国・地域に駐在する従業員等及びその家族に対して、外務省から発出される渡航情報(感染症危険情報等)や、現地の日本国大使館の情報等を踏まえ、現地の従業員等及びその家族並びに事業の状況に応じて、退避の可能性等

を含めて検討する。(外務省が渡航情報発出以降)

外務省の渡航情報(感染症危険情報等)を踏まえつつ、患者発生国・地域に対する海外出張をできるだけ避ける。(外務省が渡航情報発出以降)

患者発生国・地域から帰国した従業員等及びその家族は検疫ガイドラインに従う。

新型インフルエンザのような症状を呈した場合には、直ちに保健所に連絡し、保健所は、都道府県で指定された医療機関を受診するよう指導する。

#### (4) 従業員等への予防的措置のための知識の啓発

事業者は、新型インフルエンザ感染予防のため、政府の新型インフルエンザに関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じた対応等、従業員等に対して、必要に応じて以下の知識について啓発を行う。

国内外の新型インフルエンザの発生状況、予防のための留意事項等についての情報を注視する。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとる。

外務省の渡航情報(感染症危険情報等)に基づき、患者発生国・地域への渡航をできるだけ避ける。

発生地域におけるマスク、うがい、手洗いを励行する。

「咳(せき)エチケット」を心がける。

「咳エチケット」とは、風邪をひいた時に、他人にうつさない為のエチケットで、

\* 咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1 m以上離れる。

\* 呼吸器系分泌物(鼻汁・痰など)を含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える。

\* 咳をしている人にマスクの着用を促す。

マスクはより透過性の低いもの、例えば、医療現場にて使用される「サージ

カルマスク」が望ましいが、通常の市販マスクでも咳をしている人のウイルスの拡散をある程度は防ぐ効果があると考えられる。

一方、健常人がマスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではないことに注意が必要である。

\* マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用する。

従業員等に健康状態を今まで以上に留意するよう促す。

発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛する。

不要不急の外出を自粛する。

#### **4 . 国内で新型インフルエンザの感染がさらに拡大した時の対応**

##### **( 1 ) 情報収集及び周知**

事業者は、感染情報の収集及び周知を引き続き行う。

##### **( 2 ) 業務運営体制の検討**

必要に応じて業務の縮小と、従業員等の自宅待機を検討する。

国及び地方公共団体の保健部局等からの各種要請があった場合は要請に協力するよう努める。

保健部局等からの助言等を受けつつ、事業所等の衛生管理に努める。

##### **( 3 ) 事業所内での感染拡大予防のための措置**

新型インフルエンザ発生前後から実施している措置を強化する。

社員食堂や休憩所等で従業員同士が集まらないよう、施設の閉鎖を検討する。

可能であれば、次のような感染拡大防止のための業務形態をとる。

- ・ 在宅勤務
- ・ 重要でない会議、会合、研修等を中止又は延期
- ・ 電話会議やビデオ会議への変更
- ・ ラッシュ時の通勤及び、公共交通機関の利用を可能な限り避ける。

#### **(4) 従業員等への予防的措置のための知識の啓発の強化**

事業者は、新型インフルエンザ感染予防のため、政府の新型インフルエンザに関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じた対応等、従業員等に対して、必要に応じて以下の知識について啓発を強化する。

国内外の新型インフルエンザの発生状況、予防のための留意事項等についての情報を注視する。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとる。

外務省の海外渡航情報に基づき、患者発生国・地域への渡航をできるだけ避ける。

マスク、うがい、手洗いを励行する。

「咳(せき)エチケット」を心がける。

従業員等に健康状態を今まで以上に留意するよう、促す。

不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛する。

不要不急の外出を自粛する。

#### **(5) 社会機能維持に関わる事業における業務継続のための体制**

特に社会機能の維持に関わる事業者等は業務を継続する観点から、予め策定し

た計画がある場合には、それに従って、必要に応じて業務交代や補助要員の確保などを行うことで、新型インフルエンザ流行時の業務の運営体制を確保する。なお、業務継続の判断に当たっては、政府等から出される勧告、通知等に留意する。

社会機能の維持に関わる事業者等は、その機能の破綻が及ぼす社会的影響が大きいことから、特に以下の点を実行することが望まれる。

#### 適切な情報収集と危機管理体制の発動

業務の維持に向けた業務、設備及びその他リソースの確保

- ・業務の継続のために必要な部署等に対する感染予防策の実施（従業員等に対する検温等、サーベイランス体制の強化、対面の会議等の自粛等）
- ・業務の継続のために必要な部署等における感染予防のための勤務態勢の実施（満員電車の回避のための通勤方法の変更、交代制の導入等による外出機会の減少等）
- ・必要に応じた感染拡大時の代替意志決定システムの発動、代替設備の運転等

疑い例が確認された際の適切な対応

適切な広報、従業員等及びその家族への適切な情報提供

## 参考資料

### 1. 患者滞在場所に対する環境整備・消毒について

通常の季節性インフルエンザの場合、その感染経路は『飛沫感染』が主であり、他に『接触感染』、更に特殊な条件下（患者のエアロゾル発生措置等）における患者周囲での『空気感染』が考慮されているが、これまでに『飛沫感染』以外の感染経路による感染伝播に関する明確なエビデンスはない。空気感染は主に特殊な処置を行った場合の患者周囲等においてその可能性があるということが考えられているが、患者が退出した後の部屋や、ノロウイルスのように落下したインフルエンザウイルスが埃とともに舞い上がって吸い込まれて感染すること（塵埃感染）は原則として考慮する必要はないと思われる。

通常のインフルエンザ、新型インフルエンザの感染経路、感染対策に関する詳細は『医療施設における感染対策ガイドライン』を参照されたいが、以上のことを踏まえて、以下に患者が滞在していた場所に対する環境整備・消毒の方針を示す。公衆衛生関係者には、これらを踏まえて発病者の家族や関係者に対する指導を実施されたい。

## (1) 環境整備

### 1) 床の清掃

有機物にくるまれたウイルスの除去をおこなうために、患者が滞在した場所の床は濡れたモップ、雑巾による拭き取り清掃を行う。その際に洗剤を使用するとより効果的である。明らかに患者由来の液体(血液、尿、便、喀痰、唾液等)が存在している箇所は消毒を行う。

### 2) 患者が接触した箇所の清掃

患者が頻回に接触したと考えられる箇所(ドアノブ、トイレの便座、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、ベッド柵等)についても、濡れタオルや雑巾で拭き取り清掃を行う。洗剤を使用するとより効果的である。パソコン、電話、FAX等の電子機器類等、水分が入ることによって故障の可能性のあるものはアルコール製剤による消毒を行う。

### 3) 壁、天井の清掃

患者由来体液が明らかに付着していない場合は清掃の必要はない。患者由来の液体が付着している場合は当該箇所を広めに消毒する。

### 4) 食器・衣類・リネン

食器・衣類・リネンは通常の洗浄・清掃でよい。衣類やリネンに患者由来の液体が付着しており、洗濯等が不可能である場合は、当該箇所をアルコール製剤を用いて消毒する。また、可能であれば熱水消毒(80℃、10分間以上)を実施する方法もある。

### 5) 物品

患者が使用していた物品は、適宜拭き取り清掃を行う。

## (2) 消毒について

消毒は次亜塩素酸ナトリウム溶液かあるいはイソプロパノールもしくは消毒用エタノー

ル製剤を用いて行う。

1) 次亜塩素酸ナトリウム溶液

濃度は 0.05 ~ 0.5w/v% (500 ~ 5,000ppm) の溶液を用いる。30 分間の浸漬かあるいは消毒液を浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う。消毒剤の噴霧は不完全な消毒や、ウイルスの舞い上がりを招く可能性があり、また消毒実施者の健康障害につながる危険性もあるため、実施してはならない。

2) イソプロパノールもしくは消毒用エタノール

70v/v%イソプロパノールもしくは消毒用エタノールを用いて消毒を行う。消毒液を十分に浸したタオル(ペーパータオル等)、脱脂綿を用いた拭き取り消毒を行う。消毒剤の噴霧は不完全な消毒、ウイルスの舞い上がりを招く可能性があり、推奨されない。

### ( 3 ) 環境整備の際に着用すべきもの

清掃、消毒等の環境整備を行う際に、実施者はマスク(原則的にサージカルマスク)。ゴーグルもしくは眼を防御するもの、手袋を着用する。手袋は滅菌である必要はなく、頑丈で水を通さない材質のものを使用する。

### ( 4 ) 手指衛生について

環境整備後あるいは消毒後には手袋を外した後に流水・石鹸による手洗いもしくは速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手指衛生を必ず実施する。手指衛生はあらゆる感染対策の基本であり、室内で患者の所有していた物品を触った後、食事配膳前、食事接種前、排便・排尿後にも手指衛生を実施すべきである。また、患者発生後地域において新型インフルエンザの流行が発生する可能性があり、外出からの帰宅後にも必ず手指衛生を実施するように指導する。